

委員長報告から

総務常任委員会

委員から、「くまもと再発見の旅」事業について、再開のめどはどうなっているのかとの質疑があり、執行部から、県内の感染状況を見極めながら事業の実施を判断していくことになるとの答弁がありました。

さらに、委員から、事業者も期待しているので、感染が抑えられたら速やかに使えるようにしてほしいとの要望がありました。

次に、委員から、営業時間短縮要請協力金について、支払いは全て終わっているのかとの質疑があり、執行部から、商工労働部のほうで最終の支払い手続を行っていると承知しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、営業時間短縮要請協力金事業については、スピード感をもってやってもらいたい、人手不足などいろいろな問題はあるかと思うが、なぜ遅くなるのかをきちんと分析し、円滑な予算執行に努めてほしいとの要望がありました。

関連して、委員から、荒尾、玉名地域の営業時間短縮要請協力金について、透明性を確保するという意味で、事業者から決算書をベースに検討してはどうかとの質疑があり、執行部から、営業時間短縮要請協力金については、申請受付後速やかに支給できるよう対応していきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、飲食店の感染症防止策に係る認証制度について、山梨方式は小さな飲食店では導入が困難であるが、執行部としてはどう考えているのかとの質疑があり、執行部から、県のチェックリストについても内容を再点検し、統一の基準による取組ができるよう努めてまいりたいとの答弁がありました。

厚生常任委員会

委員から、新型コロナワクチン接種体制支援事業に係る市町村が行う医療従事者の派遣について、医療資源が少ない市町村に対して、県として医療従事者の派遣など、何らかのサポートができないかとの質疑があり、執行部から、医療資源が少ない市町村では、地元医師会や県医師会と協力して、医療従事者の派遣を行う体制を整えているとの答弁がありました。

次に、委員から、新型コロナワクチン接種体制支援事業に係る相談体制の充実について、県民のワクチン接種への期待が高まっている中、市町村によっては予約が取れないなど混乱が生じているところも散見される、分かりやすい広報や周知の工夫などにより、問い合わせを減らすこともできると思うが、県として広報の在り方について、どのように考えているのかとの質疑があり、執行部から、市町村によっては予約が取りにくいなどの状況が発生しているが、県としてはホームページをさらに充実させるなどの工夫をしながら、分かりやすい広報や周知を図ってまいりたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、デジタル化の時代ではあるが、伝える方法としてはホームページに限らず、別の

方法も検討してほしい、また、県民が安心感を持てるように確実にアナウンスをしてほしいとの要望がありました。

経済環境常任委員会

委員から、営業時間短縮要請協力金について、どの程度の飲食店が要請に応じているのかとの質疑があり、執行部から、県と市の職員で見回りを行っており、9割強の飲食店が応じている状況であるとの答弁がありました。

次に、委員から、新たに導入する飲食店の感染防止対策に係る認証制度について、これまで市町村が取り組んできている認証制度もあるが、今後どのように取り組んでいくのかとの質疑があり、執行部から、変異株への対応や国からの要請もあり、感染防止対策をより強化するため、新たな県の認証制度を創設することになったものであり、市町村と連携して取り組んでいきたいとの答弁がありました。

関連して、委員から、認証に向けての飲食店への誘導や感染防止対策に係る助成等は考えているのかとの質疑があり、執行部から、今後、対策強化につながる飲食店への支援策を検討するとの答弁がありました。

次に、委員から、営業時間短縮要請協力金について、まん延防止等重点措置が本県に適用になった場合、財源は国費に振り替わるのかとの質疑があり、執行部から、協力金の額は変わるが、財源については、国8割、地元2割という負担割合は変わらないとの答弁がありました。

関連して、委員から、営業時間短縮要請協力金について、支払いが遅延しないような体制をどう考えているか、また、前年度の協力金について、支払いができていないものがあるが、その理由は何かとの質疑があり、執行部から、前回の倍の人員体制を整えており、電子申請も準備する予定であり、遅延のないよう努力していきたい、また、前年度の協力金で、支払いができていない40件ほどは、不足している書類等について申請者に求めており、引き続き連絡を取って早急に処理していくとの答弁がありました。

次に、委員から、事業継続・再開支援一時金の支払い状況はどのようになっているのかとの質疑があり、執行部から、5月10日現在、2,600件程度の申請に対して、約半分の1,300件の支払いが近日中に完了する、5月末の申請期限が近づく中、現在も多くの申請がなされており、引き続き、迅速な支払いに努めていくとの答弁がありました。

建設常任委員会

委員から、過払い給与返還請求に係る訴えの提起について、具体的な内容、金額及び過払いが分かっただきっかけを教えてほしいとの質疑があり、執行部から、被扶養者の年金受給の開始に伴い、扶養手当の対象からはずれることとなり、35万円余の過払いが生じたもので、毎年行われる扶養手当の現況調査で分かったものであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、同様の事例が今後起きないように、県庁全体に周知を行ってほしいとの要望がありました。